

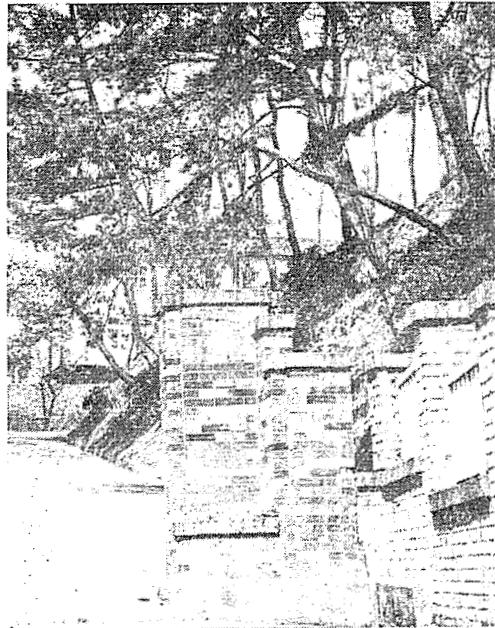
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, May 30th, 1960, No. 339.

昭和三十五年五月三十日發行(毎月一回三十日發行)
通卷三三九号

關西大學學報

昭和35年5月 第339号



關正門 (千里山學舎)

關西大學出版部

家格——本当、脇当

——丹波国桑田郡田能村

六斗九升

助太夫屋敷地引

武斗九升九合

メ武百拾壹石三斗四升七合 一扁辻
右之通庄屋百姓立会無高下割付極月十五日以前急度可
被皆済者也
享保十三年十一月

西村七郎右衛門印

中村勘右衛門印

丸山六郎太夫印

石橋三右衛門印

蜂須賀新右衛門印

坪内弥右衛門印

寅之川成引

法博士

四拾三石壹斗三升八合

寅之檢見引

右四拾八石五斗八升六合

残而四百石九斗九升四合

一、年寄十人講、一和尚、二和尚、一老、二老

近世農村における村落構造の基本的な問題の一つと

して取扱われる家格について、この地方では家格を現

わすのに本当、脇当と称していた。本百姓、脇百姓と

同じような意味である。当、頭(頭殿)などと称する

のは信州の一部でもきくことで、その名称は社寺の祭

礼を中心とし、家格に結びつけて用いられる。この地

方でも社寺の祭礼に結びついた家格問題として本当、

脇當、一和尚、二和尚(一老、二老、兄の当、弟の当)など

と称することが見られるが、当と家格の問題について

近世としてはかなり進歩した形態で、少なくとも元文

元以後は本来家格の問題であった筈の「当」が、祭

礼當番のものに修正されていることがうがわれる。

村落自治と儀礼のために右の如く修正されながらも、

本来は家格の問題であつたことがかなり根深く残され

ているのが、近世末期農村の特徴のようである。

これらの問題を理解するための参考に残存文書中最

も古い慶安三年の免相、と江戸時代を前後期に区分さ

れる享保頃の定免を見ると次の通りである。

定 實免相之事

一高四百四拾九石五斗八升

四斗 御藏敷地引

内 三石三斗九升九合 宮田堂田引

式口米

取米 壱斗武升壹合

一高八升六合 当卯改新田

取米 無

一高四斗八升四合

取米 二ツ五分

壹斗武升壹合

一高四百四拾九石五斗八升

六斗六升

大盤若田引

此わけ

高三百四拾三石七斗九升七合

此取米百八拾五石六斗五升

高五拾七石壹斗九升七合

高五拾九石壹斗七升

五ツ壹分

此取米武拾九石壹斗七升

右之通相定上は庄屋惣百姓立会無甲乙令割荷極月十五

日以前急度可致皆済者也

慶安三年寅霜月十五日

小 輪 七太夫印

師 岡 嘉兵衛印

田能村

申年田能村免定之事

庄屋惣百姓中

田能村

右免定に大盤若、宮田等の記才があるのが問題の中

心である。当と称することになつていたのは原則とし

て戸主だけである。ただし父が年行司を勤め終つて

和尚になれば、その悴は同家であつても当に出ること

ができることになつてゐる。村には本当のうちで「年

寄十人講」があり(七人講として現存する年寄十人講參会

又は大盤若施餓鬼の当へ出座できるということが大切

なことである。本当のうち年令によつて中老、半老に

分けられ、そのうちで、

(イ) 一老二老両人が三年間年行司を勤める。

(ロ) 三年間年行司を勤めると一老は一和尚、二老は

二和尚になり、三年間年寄十人講に參会し上座に着く

ことになつてゐる。

(ハ) 一老から一和尚になつた者は、二年経つと「隠居」と称し一和尚の地位を二和尚に譲る。

一二老、一二和尚三年制としたのは万治元年のよう

で、以後七十年の間に三年持の制度を実施してきたところ、それでは年行司に当るのが七十才を過ぎることになり、年行司を勤めるのに困難な年令になるので、享保十一年に年寄中相談の結果、年行司は二年持、施餓鬼の当は一年に一人廻り持ということにした。このよ

うに改めると今度は年寄の年令がだんだん若くなり過ぎて六十才で年行司を勤めねばならないようになつた。

二、本当、脇当の区別

同村内に居住しながら本当、脇当とでは左の如き区別がある。

(1) 庄屋、肝煎

この地方では村役人を庄屋、肝煎と称し、この村は庄屋一名肝煎二名制であるが、庄屋肝煎について、

「庄屋役人之儀脇当并座外之輩ニ

堅為務不申い事——両肝煎之儀茂脇

当者者為勤不申」

と定められているから、村役人に選任される資格は本当の者に限られる。

ただし小村のことであるから、本当に肝煎の入選ができないときは、「脇当ニ而茂一年替り之順番ニ為務」この廻り持肝煎は本当と区別するためであるが、「公儀役」については任期中「本当に肝煎と同格」を認めることになつている。しかし「堂宮之儀相談之席」「堂宮之当年行司渡し之席」へは村役人であつても出席することができなかつた。このことを「堅く覗かせ不申い」などと走められている。

(2) 破風造り（合掌）

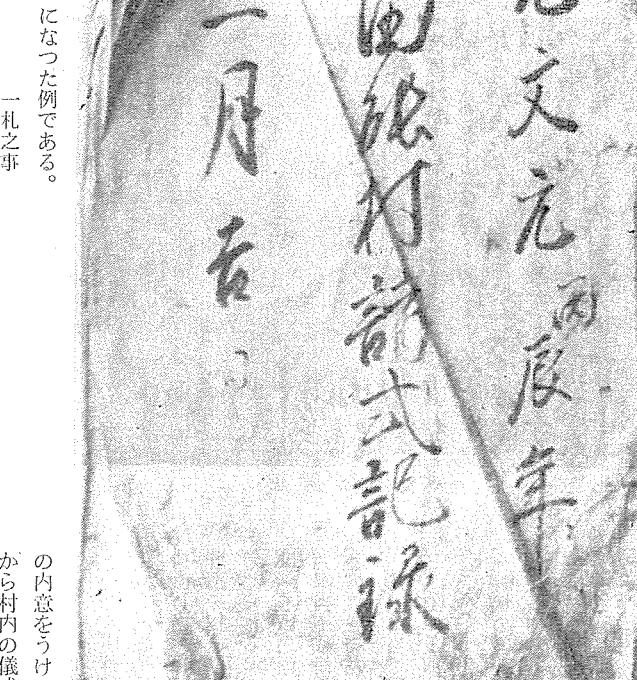
本当の特権は脇当と比較して「本当之輩者門前破風玄関露路付之高擧等構ひ而茂差構無之」ことである。実際は「公辺江遠慮」ということで、破風造りを遠慮している者が多いため、村法を以て「高茂增身上茂共に

宜いハ、不及遠慮」とし、破風造りとすることは本当の者は高が少なくとも勝手次第、脇当の者はたとい高いでも堅く禁じられている。今日北撰、丹波の山間に僅かに残されている破風造りには、このような村落構造の問題をもつていたわけである。

左の一札は脇当の者が葬聟であつた土蔵の屋根を瓦葺に改め合掌形にしたため、村法に反するとして問題

（イ）本当の家へ脇当の者から養子を貰つたときには、まず庄屋年寄の内意をうけ、庄屋肝煎を養父方へ招待して朝飯振舞の上養子の断りを申し述べ承認をうけると、一和尚の杯を頂くことになつて、その養子がまだ鳥帽子着の儀式がすんでない者であるときは、同日の晩に通常の鳥帽子着の格で雑煮振舞一和尚の杯が行われる。脇当の家へ他所から養子を貰つたときには同様な行事が行われる。

（ロ）本当の者が他所から養子を行つことになつて、年寄中の内意をうけて行う必要がないこと、他村の者であるから村内の儀式に従つた鳥帽子着を行つてなくとも、



になつた例である。

一札之事

一此土蔵只今迄築屋根ニ御座ひ處此度瓦屋根ニ致ニ付屋根持ニ合掌形之物を入れ御村法によつみ私ニ不相成支故一重屋根ニ可致様被仰付ひ得共差當リ大工何角之手間甚以大騒ニ御座ひ故喜兵衛殿平右衛門殿暖ニ御願申い處段々御託書被下れゆ

当夜鳥帽子着の振舞をする旨の断りを言つておけば朝飯の時から上下を着用しても差支えない。

（ハ）本当の者の間の養子には、鳥帽子着の格の者を招き一和尚の杯を頂く。ただし鳥帽子着のすんでない者は、脇当より養子を貰つた場合と同様になるこ

と。

(二) 当外(座外)の者が村内又は他村から養子を貰つたときには、脇当として扱うから右の如き儀式は要しない。

(ホ) 他村から村内へ養子に来た者は一定の祝儀銀を出すまでは、村内の者として待遇しないことになっている。

(ヘ) 嫁取、婚姻については、養子のようにむずかしいことにはなつてない。村内儀式を養子ほどむずかしく言わないというのは養子は将来本當となる男というためであろう。婚姻の古例としては「嫁取之儀者」

本当に脇当に不限居村他村より嫁妻迎い人古來本式は年寄中庄屋肝煎中ヲ招キ朝飯振廻い上村中之妻女皆々招キ「食振廻」をすることになつて元文元年頃には簡略になつて、年寄を招くことも各人の自由になり、村中の妻女を招待することも其垣内の稻荷講だけにするようになつた。従つて右の例に準ずることとし、之れ以上は各人の勝手次第とすることになつていい。ただし稻荷講の者も招待することができないよう

な者はお茶の程度にすること、水呑百姓は右の儀式も省略して酒二三升の小樽でも年寄中へ差出して済すとも認められた。右のどれもできないような者は他人の嫁取振舞に出ることは遠慮すべき定めである。

(ト) 養子、嫁取の振舞に、庄屋肝煎が公用で出席できない場合があり、その者には「送り膳」をすることがなつている。

(チ) 前記年寄というのは普通に年令順に従つた名稱であるが、年令計算に当り養子に来た者は、その年の年令にかかわらず、養子の時を十五才として計算することになつてゐることである。

(4) 堂宮の当

堂宮の当を勤める日は、脇当の者はたとい父子であつても、その場へ出席することはできなかつた。

(5) 絆着用

絆着用については本当脇当いすれも初めての絆着用には古例によつて勝手に着用することはできないこと



になつてゐたので、初めて絆を着用するためには、年寄中の庄屋肝煎を招待し「雑煮酒一膳振廻」の上、希望を申述べ承認を得た上で絆を着用し一和尚の杯を頂くことになつてゐた。ただし鳥帽子着を済した者は既に一度一和尚の杯を頂いているので、この行事は不要

となつてゐる。ここで絆着用ということは恐らく当へ出でる資格を表示するものであるが、近世農民の封建性は絆によつて表示される場合が多いようである。

(6) 座外

村法中に「座外之者」というのがある。本当の者でも「至極貧窮にて当たりひ當を得不務人」は座外とすることになつてゐる。

一たん座外に処せられた者は、本当の交際をすることができなくなるが、子孫三代までの間なれば、身上持直し当へ出席したい旨を願出たときは、年寄中庄屋肝煎を招き、当の格式で餅酒を振舞い当へ出ることが認められる。四代目になつてから当の願出をするときは「本当之面々江酒一膳振舞可申」五代目になつては「本当不残餅酒にて」振舞招待せねば本当に復することができない。これを「帰座」と称した。

三、本当、脇当の争い

(1) 氏神江献備物ニ付別當我意を立い出入

(文政三)

訴状の表面だけでは、村内の百姓二十一人から氏神の別当神宮寺を相手どり、氏神への献備物につき本党(当)脇当の差別待遇をしたことの不當として訴出たもので、訴の理由によると、例年六月と九月には神酒、神餅を氏神へ献備してきたが、文政三年九月献備物を持参したところ、別当神宮寺は持参した者に対し階下樽まで上ることは許されないから土間に居るよう申付けた。持参者は豫まで上の例になつてゐることを主張したが別当は聞入れず、この取扱に不満を主張してみたが、持参した品を献備しないでは神慮を恐れるというので別当申付の如き取扱で献備を済した。

別当神宮寺の取扱を不当とする脇当の者が抗議のた

め神宮寺へ押寄せたが、すでにその時には本当の者が焚火をして待機していて脇当の者をよせつけなかつた。

この事件によつて脇当の立場から本当脇当の差別について論じられている。すなわち、

「いつの比より懸双方共に相知れ不申い得者本党脇

党と申唱來い儀是以証拠立い訳茂無之唯申伝い而已

ニ而い」 「本党脇党と申唱い得共相互ニ縁組ニおい

てハ無差別取組い儀を獻供ニおいて今更右之通差別

を附い而者此後村方者勿論他所之縁組等ニ茂差支今

以段々附ひ様相成ひ面者往々如何可相成哉」

と、本当脇当の差別は單なる申伝へに過ぎず根拠のない不当なことであると主張している。文中「段々付い」

というのは階層上下の差別を指している。次の庄屋不信事件などとともに、この時代には農村内部の階層に従いながら、これに対する下位者の反抗が示されてい

(2) 庄屋不信

この村にも庄屋不信を唱へた事件がある。一つは寛政六年村内の寺院から庄屋を相手とした「寺法を相妨祠堂銀井寺徳を取り難渋為致い出入」で他の一つは享和二年村内百姓三十五人から庄屋を相手として訴えた「不道理之取斗仕為致難渋い出入」である。寛政六年の訴状によると、寺僧は交替することもあるからと言つて宗旨送り状を寺へも渡さないという豪氣な庄屋である。

享和二年の訴状は村内一部の百姓から庄屋の不信を唱え「庄屋御役儀被召上——退役被仰付」のように訴へ出たものである。訴訟人は本当脇当の百姓共同であるが、筆頭者は庄屋役を争う村内有力者のようである。



本 文 中 の 訴 状

先庄屋死亡後は兩人庄屋隔年制をとつたところ、二人庄屋のうち一人を相手方としたもので、訴状に取上げて問題にしている点は

(イ) 「去ル末年御年貢御定相場は六拾目より八拾日ニ御座ニ付八拾目ニ相成ニ節一統正銀納ニ取立仕

銀銀納の区別から生ずる村内百姓の困窮を訴えていたが、この山村で銀納を行つてゐるのは「元来当村之儀は木柴を西之岡え商ひ日々荷ひ出渡世仕罷在」その代価も節季にまとめて集金するというような余裕はない、その日その日に代銀を受取つて帰り、冬にでもなると日々の錢を年貢として庄屋方へ納めているのであるから、銀納差別は百姓の負担が増大するというのである。このような負担を軽減するため庄屋に対し、その方法を止めるように抗議したところ、庄屋は「當役之差定ニ儀を彼是と申は甚不埒之由申之にて大ニ六ヶ敷申迷惑仕ニ儀ニ御座ニ」と訴えている。

(ロ) 未年旱損の節支配役所から米六石を下渡されたが、その代銀を村内へ割渡さず庄屋が預つたままである。

(ハ) 「融通御講銀札三貫五百目押借」の処置について、この村では支配役所から出銀仰付けられた際に、近村で三ヶ月借用して上納したが、この他借三ヶ月の利足は月一割二分であるが、御講銀を借受けると利足九朱であるから、差引き三分の利益になる。從つて融通御講銀を借受けたのは他借返済のためといふとであつたから、外の村役人も承認したのである。ところが三ヶ月目借入れると何の相談もなく二ヶ月目は上納に宛て、残一ヶ月は自用にしたということである。庄屋の独断を非難している。

融通講、調達講などと称する各種の頼母子講が行わ

上納相場は一定しているにもかかわらず、米価の変動

い故——御上へ上納不仕い銀子を庄屋方へ納」「又申年には七拾三匁五分ニ相成ニ節御定相場ニ五分増い而七拾四匁ニ仕其上正銀取立ニ仕い故石高ニ付菅匁九分七厘宛増し而取立仕」

れていたことは、近世農村の特徴であるが、いわゆる殿様無尽が領主、百姓の双方にかなり利用されていたことがうかがわれる。

(二) 庄屋は材木商で、自分の売先から集金すべき

金を村内へ高割にした。

以上の如き理由で、かなり極端に庄屋不信を唱えているが、右訴訟は一たん和談下済となつた。

しかしそれでは納まらず、反庄屋派の「村為杯と申立御箱訴訟」今日を曖昧に者迄も引入日々寄集り農業も打捨談合而已罷在」実情に対し、庄屋派でも反庄屋派でもないと主張する百姓十六人から反庄屋派の行動を非難した願書を提出している。それによると、

「訴訟方之内発頭六七人之者自分之非義を隠し——村為杯と申偽り理不尽を言募り往古より之村定古格を

押崩し新規我儘を申立

てるので「元来村用之義ハ相互ニ諸事手落等之義有之節ハ相談之上和済可仕」ことで、三十年も前の親の

悪口まで言い出したのでは納りがつかなくなると戒し

め、帳面に不正があるというのであれば、それは立会つた者全部の不調法であるとか、御下げ米の計算は明白であるなどと反論を加えているが、そのなかで反庄屋派のうちには、

「訴訟方之内幸右衛門義作兵衛差圖ニ而御願も不申上當亥五月露次門開戸付相立ニ付差留得共願着不仕」

などと、家屋構造と家格について問題があつたことを指摘している。最後の家格と家屋構造のことにつれている点は恐らく庄屋不信事件を惹き起した根本的な問題である。

昭和三十四年度卒業論文題名(5)
——文 学 部 ——

大正十年川崎・三菱の労働争議について 江戸時代における町人精神	井尻喜三郎	佐野 拓実
石床 隆雄		
駅鈴考	坂井 常夫	
日本女性史	前田 貞郎	
選挙法改正の歴史的意義について	岡田 好弘	品田 正博
神火の特殊性格について	大内田貞郎	松本 信一
日本女性史	勝本素代子	松田 澤
成期の英國労働運命に対する考察	河野 寿生	吉川 忠義
豊臣秀吉の吉利支丹政策について	高橋 幸弘	塙原 末福
江戸時代後期の諸相	徳山 勝	

日本近代製鉄技術史	福田 調明	新聞の中立性の限界と日本に於ける現状	岡島 宏
日本港湾の発達の中における神戸港の趨勢についての一考察	前田 昌敏	新聞の自由についての一考察	浜田 格
三島平野に於ける水利慣行について	坂井 常夫	現在新聞批判——もんだいにするもの	鳥田 稔
三月革命期におけるドイツ統一問題について	牧田 浩介	もんだいにされるもの——	小迫 勇
江戸幕府の衰亡と小栗上野介	福田 未秋	マス・コミニケーションと政治宣伝	紀野 至良
江戸時代と聖代思想について	福田 調明	新聞と集團心理について	新宅 博文
日本近代製鐵技術史	福田 調明	現在新聞に対する注文	小迫 勇
日本港湾の発達の中における神戸港の趨勢についての一考察	前田 昌敏	広告効果測定	高木 孝三
非人雜考——江戸時代——	坂井 常夫	報道と人権	塙原 啓之
日本女性史	吉川 忠義	電波メディアの発展と活字メディアの存在価値について	西嶋 隆之
選挙法改正の歴史的意義について	大内田貞郎	テレビの青少年教育に与える影響	浜野 優
神火の特殊性格について	勝本素代子	マス・コミと文芸	東野 德泰
日本女性史	河野 寿生	週刊紙とその社会的背景	(十一頁)

題であつたと考えられるが、すでに村内階層の嚴重な差別は多分に崩れつたこともうかがうことができる。

附 言

現在では大阪府高槻市内、最近までは京都府桑田郡櫻田村であるが、越境合併をして話題になつたところである。破風造りが現存する珍らしい地方で、調査に当つては田村分所長杉生の浅野氏のお世話になり、田能の中倉家では数日同家の座敷を占拠して調査をさせて頂き、田能村諸式記録は田中家蔵のものである。な

おこの調査には千里山法律学会で毎夏実地調査に経験のある小笠原、高岡、桧原、最上の四君に手伝つて頂き集めた資料の一部であることを附記してお礼にかえる。

学内報

(論文題名) 租税刑法の体系的研究

下店 博士

竹沢、春原、河野、下店、田村
各氏に博士号授与

春原 博士

学、同十五年よ
り昭和三年まで
大正八年立命
館大学法学部退

定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第一項により定例評議員会は、五月三十日(月)午後四時三十分より天六学舎で開催。昭和三十四年度学校法人関西大学收支決算承認に関する件、その他等につき審議の結果これを承認した。

出席者(敬称略、五十音順)

明石三郎 阿部甚吉 池田信之助 今井 康兼 岩佐清三郎 植野郁太 江里 口春志 越智比古市 大小島真一大 島武夫 大森俊次 岡野寅士 横木信雄 門上敏夫 神宅賀寿恵 寒川喜一 小寺小市郎 河野稔 小林巖 佐伯五郎 白川朋吉 関豊馬 竹沢喜代治 戸根泰雄 覓田知義 中務平吉 長柄 金吾 西村治三郎 西本寛一 野間秀 泉 春原源太郎 久井忠雄 福島四郎 本多喜慶 松原藤由 松村睦鴻 三島 律夫 水谷揆一 宮崎平 三好万次 村尾静明 森川太郎 矢口孝次郎 保井剛一 矢野文雄 山崎敬義 橫田健

（授与学位）
大評議員

法学博士



竹沢 博士

昭和九年閏大

法文学部法律科
卒、同十年司法

方裁判所並に同檢事局勤務、同十二年大阪地方裁判所判事、札幌地方裁判所判事、同十八年予審判事、同二十二年刑事部裁判官、司法省特別研究第二部第三部研究員、同二十七年閏

（授与学位）
社会政策の歴史理論研究
（論文題名）
経済学博士

（授与学位）
大和の条里制と条坊制の研究
（論文題名）
文学博士



春原 博士

昭和四年閏大

予科修了、同五
年高等文官試験
司法科合格、同

六年大阪弁護士会所属弁護士として登録、同七年閏大法文学部法律科卒、同二十二年閏大講師、同理事、協議員、専務理事、同二十五年理事、同二十七年日本弁護士連合会司法制度調査委員、評議員、理事、同三十一年評議員、日本法制史学会員

（授与学位）

法学博士

（論文題名） 近世末期大阪の民事裁判
（授与学位） 判の研究
（論文題名） 日本古代絵画史研究



河野 博士

昭和十六年京

都大学経済学部
卒、同十九年京

大助手、同二十一年閏大講師、同二十二年閏大講師、同二十四年閏大助教授、同二十五年教授、同二十七年商学部長代理、同三十一年評議員、同三十三年在外学術研究

（授与学位）

文学博士



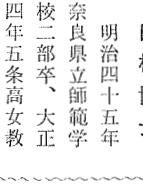
田村 博士

明治四十五年

奈良県立師範学校二部卒、大正四年五条高女教

（授与学位）

文学博士



下店 博士

大正八年立命

館大学法学部退

（授与学位）

法学博士

学、同十五年よ

り昭和三年まで

東京大学故大塚保治、中川忠順両氏の

指導をうけ美学、美術史を研究しつつ

フランス語を学ぶ。同八年朝鮮各地の

古美術、考古学的遺跡踏査、同二十年

京都市文化事業嘱託、同二十四年京都

市立美術専門学校講師、同二十五年京

都市立美術大学講師、同二十七年同志

社大学文学部及大阪市立大学文学部

講師、同二十九年福井大学講師、同三

十三年閏大講師

旧制博士終了

別項の通り、去る五月四日五博士に学位が授与されたが、これをもつて本学における旧制博士号の授与は終了した。本学に旧制博士号授与を認可されたのは大正十三年六月のことと、爾来関西大学学位規程を設けて今日まで授与した博士の数は三十名で、その学問別を示すと左の通りである。

法学博士 九名
文学博士 十一名
経済学博士 十一名

海外より図書寄贈

本学が加入しているイギリス経営協会(British Institute of Management)より

の記録誌、

The MANAGER, The Journal of the British Institute of Management,

Vol. 28, No. 3, March, 1960.

阿部、佐土両選手

五輪木ッケーに

また、図書交換を行ひやうるアメリカ国会図書館(Library of Congress)より左記雑誌、

Quarterly Journal of Current Acquisitions, Vol. 17, No. 2, February, 1960.

をそれぞれ寄贈して來た。

なお、阿部選手はモスクワ学生大会やアジア大会に出場したこともある。



大西、渡辺両選手

インドア・スピードで優勝

アジアフットボールに出場

第七回全日本インドア・スピード選手

マラヤのクアラルンプールでアジア八

カ国代表が参集して、去る三月三十日よ

り開催された第二回アジア・ユース・フ

ットボール大会に、本学より大西富三、

渡辺孫之輔両選手が日本チームに選ばれ

て参加した。

(男子決勝)

△西百四十ヤード ①千星夢三 44秒5 ②大会タイ記

録 △八百八十ヤード ②千星

△一マイル ②飯田

権大会は去る四月十八日東京後楽園アイ

スパレスで開催されたが本学OB選手千

星敬三選手が四百四十ヤード決勝で善

戦、遂に大会タイ記録で優勝した。

成績左の通り。

四月二十九日行われた、関西学生新人

卓球競技大会のシングル決勝で、本学の

河村、飯島両選手が対戦、河村が2-1

で優勝し、一、二位を本学で獲得した。

13種目に優勝

陸上競技

11種目に優勝

射撃部

卓球で一、二位占む

去る四月二十九日服部緑地競技場で開かれた第八回大阪学生陸上競技対抗選手権大会で、本学は善戦よく十三種目に、

他を圧して優勝した。

戦績左の通り

△百メートル ①鈴木11秒0 ②大会新△二百メートル

①堀23秒1 △八百メートル ①馬場2分0秒8

△千五百メートル ①赤沢4分6秒7 ②大会新△五千メートル ①東川15分45秒4 ②大庭新△高障害①上

出16秒3 △三千メートル障害 ①黒野10分19秒0 △

四百メートルリレー ①関大43秒2 ②大会新△千六

百メートルリレー ①関大3分35秒4 △走丸跳 ①

猪田6メートル75 △走高跳①中村1メートル75 △棒

高跳①上村三メートル91 △やり投 ①大原85メートル

△得点 ①関大161 ②天理大65 ③近畿大55

△エーアーライフル

関大 一二六三一一一一一 関学

△エーアーライフル

関大 一二六三一一五二一 関学

教育制度の手直しに望む

江里口春志

本学評議員・医学博士

松田文相は大学制度の改革について、五月二日中央教育審議会に諮問した。戦後わが国の学制は、過去のヨーロッパ式からアメリカ式のものに転換したが、大学の場合、広く門戸が開放された利点はあつたが、同時にさまざまの矛盾や問題が提起されており、ここに新制大学制度そのものについて、根本的な検討を加えようとしているのである。また一方では、全国高等学校長協会が、単線型の現行六・三・三教育制度を是正して複線型とする改正案を文部省に提案しようとしているなど、わが国の教育制度は大幅な改訂に当面しているといえよう。

高校長協会の改革案は、五月二十四・五両日東京で開かれる総会で正式決定のうちに提案されるが改革案の問題点は現行高校のほか、中学に続く四年制職業高校および五年制の高等専門学校と小学校に続く六年制高校の新設にある。

いずれも職業教育を目的とするものが合わされていて人間の基礎的な教養

を身につけさせるという教育の目標が見失われていないだろうか。

はり高校三年を付置した五年間の専科大学の新設や、専門教育の強化が問題として取り上げられている。大学制度

技術革新の時代には、多方面の職業

あり将来的産業の発展のために、最も

技術が機械によつて代行される傾向に

あり将来的産業の発展のために、最も

必要なのは高度の教養を身につけた人

間である。いまに人間が機械に支配さ

れるだろうという不安から、真に人間

とするため、両面とも不十分な結果に

なつてゐる。そこで大学の準備教育的

な高校でなく役に立つ教育をしようと

いうねらいである。だが六年制高校の

場合は小学校から連続するのだから、

現在のよくな中学、高校と分れた教

育課程でなく六年間一貫したもの組

まねば意味ないことになる。また高校

入学のため小学校のうちから受験勉強

に追われる心配も出てこよう。さきご

ろ各地で反目対立の事件が起つた進学

組、就職組の差別が複線型制度ではま

すます強化されはしないかといふこと

も考えられる。義務教育の九年はいい

が能力も希望も異なる生徒を九年間も

同一の教育課程のワクにはめておくの

は非能率的だという意見が改革案の基

礎になつてゐるが、手つとり早く役に

立つ人間を作るということにのみ焦点

があるといえよう。

大学制度の手直しについては、大学の目的、性格の再検討、学部、学科の再編成、入試制度の改善、私学経営の問題、学生指導など、多方面にわたり討

してももらいたいものである。

討してももらいたいものである。



校

友

校友会の動き

四月

- 七日 財務部会
八日 事業・組織合同部会
九日 郵政関大会総会
十四日 羽曳野支部役員会
十六日 茨木支部総会
十八日 常議員会
二十一日 広報部会
二十三日 明石支部総会
二十四日 東成支部役員会
二十六日 東京支部総会
二十七日 関大大阪俱楽部理事会

校友会財務部では昭和三十五年度校友会収支予算案作成のため部長会を開く各部との意見の調整をはかつていてが五月七日に部会を開いた。

事業・組織合同部会

校友会事業部と組織部では昭和三十五

年度事業計画について両部の連絡と調整をはかるため五月八日に合同部会を開催。

席上、両部から事業計画の概要が説明されたが、それによると組織部では一昨年度以来支部活動強化のためにづけている各種講演会を今年度もさらに広い地域にわたって聞く計画で、事業部でも学生へ校友会の認識を与えるうえでも役立つようにならでの各種事業のほか、組織部と協力して講演会を開いて行く計画をもつており、両部が緊密な連絡をとつて事業を推進して行くことをきめた。

郵政関大会総会

大阪郵政局関大会では桜花さく千里山



郵政関大会総会

当日は会員六十余名が出席、まず校友会事務局の案内で花の学舎を見学したあと、大学院階段教室で総会にうつり神宅理事長、矢口学長、樺本校友会長代理からそれぞれあいさつがあり、毎日新聞論説委員・平井忠夫氏を講師に招いて「日本をめぐる内外の状勢」と題する講演をきいた。

最後に懇親会をひらき、一同でなごやかに母校の様子などを語りあい夕方散会した。

羽曳野支部役員会

羽曳野支部では四月十四日午後六時か



羽曳野支部役員会

幹事十一氏が出席して今年度の活動方針について検討した結果、春季総会を六月中旬に開くことに決定し、ただちに具体的な準備に移つた。また会員の連絡を密接にするうえにも名簿を発行することが必要だということになり、六月初旬に発行することを決定した。

茨木支部総会

茨木支部では四月十六日午後二時から茨木市労働会館で本年度の総会を開催。校友会からは大月会長が出席し、会は上田副支部長が経過報告をのべたあと片山支部長があいさつした。ついで校友会から出席の大月会長が校友会の現状を説明した。



茨木支部総会

学舎で四月九日午後二時から総会を開催。

当日は会員六十余名が出席、まず校友

会事務局の案内で花の学舎を見学したあと、大学院階段教室で総会にうつり神宅

理事長、矢口学長、樺本校友会長代理から

それぞれあいさつがあり、毎日新聞論

説委員・平井忠夫氏を講師に招いて「日

本をめぐる内外の状勢」と題する講演を

きいた。

最後に懇親会をひらき、一同でなごや

かに母校の様子などを語りあい夕方散会

した。

自己紹介したあと、懇親会に移りなごやかに歓談のち午後五時閉会した。

常議員会

校友会では昭和三十五年度収支予算案などを審議するための常議員会を四月十日午後五時半から清交社で開催。

この日は白川名誉会長はじめ三十五名が出席して開かれた。寒川総務部長が司会し、最初に西村財務部長から予算案について説明が行なわれ、ついで各氏から質疑があり、最後に採決にうつって、満場一致の拍手で承認、可決成立了。

昭和三十五年度予算は総額九一四万円

で、前年度予算より二四万円増となつておこのほかに特別会計として本年度定例総会用に四六万円、終身会計として二八五万円組まれている。

入の部	300,000
金貸代金子入金	3,150,000
会員告付	1,320,000
会員広寄利潤補助	10,000
人会会事割	10,000
人会会事割	10,000
支出の部	1,000,000
金費代金子入金	5,830,000
会員告付	1,589,967
会員広寄利潤補助	413,373
人会会事割	418,800
人会会事割	2,765,500
人会会事割	642,360
支費費費金	5,830,000

定した。

そのあと、組織部長から六月に全国支

部長会議を開く計画が発表され、大月会

長の閉会の辞で会をとじた。

明石支部総会

明石支部では四月二十三日午後六時から駅前の商工会議所四階で五年ぶりの総会を開いた。

出席者は約二十名で、校友会から門上

組織部長、神屋敷事務長が出席した。

まず片山支部長があいさつしたあと、

板東副支部長が五年間の経過を報告、今

後の活動方針をはかつたところこれから

は春と秋に総会を開いて活発に動いて行

くことになった。

門上組織部長も校友会の現況を報告し

た。最後に懇親会で話しあつた末閉会し

住吉支部では四月二十四日前十一時から安立小学校講堂で総会を開催。

まず曰井氏を議長に議事にはいり、木

下支部長のあいさつがあり、大学から出席の久井専務理事が大学現況説明を行な

い、校友会権本副会長も校友会の現状を説明した。ついで役員改選にうつり、木

下支部長を再選、佐野副支部長が八尾市へ転出されたので後任副支部長に島津徳

支部長 香西政一、田中寿蔵、甲斐亀

夫、阿部正貴

関大大阪俱楽部理事会

関大大阪俱楽部では四月二十七日午後五時から天六学舎で春の総会の具体策を

検討するため理事会を開いた。

その結果、きたる六月五日に京都へバス旅行することに決つたほか、会員名簿

を近く発行することになり、名簿委員を選出し準備にとりかかることになつた。

(六頁より)

新聞報道と個人の人权 藤井 忠夫

地域新聞の価値 松浦 茂

言論出版自由の法的限界について 森 健

大衆社会とマス・コミュニケーション 良原 勇雄

△東洋文学科

魯迅文学と日本明治維新文学との比較 石井 文雄

中国文学に於ける魯迅思想の回想 上田 博嗣

氏(判事)の北海道赴任送別と松田検事の大阪着任歓迎をもかねて開かれたものである。

説明はまだ案であつて、一応学友会とこ

の問題について話しあつてみると決

住吉支部総会

東京支部では四月二十六日丸ノ内の日

本工業俱楽部で総会を開催した。

飛石連休をひかえたためか出席者は案外少なく、経過報告、役員改選のうち食卓を開んで歓談し閉会した。

当日決定役員

支部長 中山幸一

副支部長 香西政一、田中寿蔵、甲斐亀

夫、阿部正貴



住吉支部総会

△東京支部総会

明治維新が支那革命(民族)運動におよびした影響 吉田 亘宏

(この項終了)

關西大學法學會編

關西大學法學論集

第三、九卷
第三、四合併號

昭和三十五年三月 A5判 三一〇頁

中谷敬壽教授在職三十年記念特集

行政行為の特質(II)	桜 誉
工業所有権の抵觸に関する問題点について	内 田 修
國家批判の党派性について	岩 崎 卵
ドイツ政治史と学問の自由	池 田 一
軍事基地の違憲性	堀 勝
マルシリウスの人民民主権論について	原 葉
一九三八・九年の仏伊紛争と英國の外交	河 崎 平
ペーベレにおける政治社会学の企図	上 林 良
利益団体としてのドイツ労働組合の政治的地位について	登志夫 次
一九五六年ドイツ刑法総則草案における『共犯規定』について	植 田 重
誤想防衛と構成要件的故意	中 義
太政官と唐の三省	石 尾 芳
労働基準法第二〇条の労働基準監督署長の認定の効力	岸 井 貞
所謂 Full faith and credit 条項について	本 浪 章
極東國際軍事裁判の予備的法律問題と侵略戦争についての梗概	川 上 敬

關西大學法學會編

關西大學法學論集

第五、九卷
第五、六合合號

昭和三十五年三月 A5判 三五九頁

木村健助教授在職三十年記念特集

ローマ法後期における自力教誨	明 石 三 郎
従物と物概念の拡張	楨 錄 次
わが國における権利濫用理論の特質についての一考察	松 本 輝 男
ドイツにおける相隣法の基礎理論	沢 井 裕
不可抗力と民事責任	伊 江 孝 平
外国養子の相続権に関する英米國際私法判例	本 浪 章 市
親子関係存否確認の訴における二二三の問題	高 島 義 郎
國家批判の三型について	岩 崎 卵
封建制度の成立	石 尾 芳 久
Bona vacantia について	岩 田 健 次
表見支配人についての再論	岩 本 慎